

各務原市認知症地域支援及びケア向上事業実施要綱

(平成27年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症地域支援及びケア向上事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）への相談支援並びに地域における支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域で認知症の人等を支える個人及び団体の活動の活性化並びに当事者の会の設立支援に関すること。
- (3) 認知症の人等に対する学習及び交流の機会の確保に関すること。
- (4) 地域の医療及び介護の関係機関との間のネットワークの構築に関すること。

(委託)

第3条 市長は、適切な事業の運営が確保できる地域包括支援センターに、予算の範囲内で事業の全部又は一部を委託するものとする。

(認知症地域支援推進員の配置)

第4条 事業を受託する地域包括支援センターは、円滑に事業を実施するため、認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を置かなければならない。

2 推進員は、次の各号のいずれかに該当する者から選任するものとする。

- (1) 認知症の医療及び介護における専門的知識及び経験（以下「認知症の専門的知識等」という。）を有する主任介護支援専門員（介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)
- (2) 認知症の専門的知識等を有する社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士をいう。)
- (3) 認知症の専門的知識等を有する保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、認知症の専門的知識等を有する者として市長が特に認める者

3 推進員は、第2条各号に掲げる事業をその業務として行うものとする。

(秘密保持の義務)

第5条 事業に携わる者は、事業に関し知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。